

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	母子保健法に関する事務及び妊婦のための支援給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宝塚市は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宝塚市長

公表日

令和8年1月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務及び妊婦のための支援給付に関する事務
②事務の概要	【母子保健法に関する事務】 母子保健法に基づく母子健康手帳の交付や乳幼児健診・訪問指導・相談事業などの事務管理を行う。 個人番号等を用いて、対象者名簿の作成、乳幼児健診等の結果登録の実施を行う。 サービス検索・電子申請機能で届出の受領を行う。 【妊婦のための支援給付に関する事務】 子ども・子育て支援法に基づき、妊娠期から出産・子育てまで一貫して切れ目ない支援を行う観点から、 経済的な負担軽減を目的とした妊婦支援給付金の支給と、「児童福祉法」に基づく妊婦等包括相談支援 事業による援助やその他支援と効果的に組み合わせることにより、妊婦等の身体的、精神的負担軽減 のための総合的な支援を行う。
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の70の項、127の項、135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠となる項)42、48、71、80、95、112、125、155、161 (第2条の表における情報照会の根拠となる項)95、95の2、96、155
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宝塚市健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2024 宝塚市総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒665-0827 兵庫県宝塚市小浜4丁目4番1号 0797-86-0056 宝塚市健康福祉部健康推進課
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務における申請受け付けでは、本人確認書類やマイナンバー確認書類の現物確認を徹底しており、住基ネット照会が行っていない。今後住基ネット照会の必要が生じる場合は「マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」における記載事項を遵守し紐づけ誤りのリスクを排除する。 ・副本登録はシステムを介して実施しており、システム利用にあたっては外部からの接続ができない環境において、担当職員のみにも権限を付与している。 ・申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力においては複数人での確認を行う。 ・特定個人情報の記載がある申請書等は施錠できるキャビネットに保管し、廃棄においても複数人で行う。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [十分に行っている] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項等を遵守している。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	5. 詳細実施計画における担当部署、担当部長	健康推進課長 中西 聡	健康推進課長 松岡 俊彦	事後	
平成28年7月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索機能	事前	
平成28年7月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③事務の概要	母子保健法に基づく母子健康手帳の交付や乳幼児健診・訪問指導・相談事業などの事務管理を行う。 個人番号等を用いて、対象者名簿の作成、乳幼児健診等の結果登録の実施を行う。	母子保健法に基づく母子健康手帳の交付や乳幼児健診・訪問指導・相談事業などの事務管理を行う。 個人番号等を用いて、対象者名簿の作成、乳幼児健診等の結果登録の実施を行う。 サービス検索・電子申請機能で届出の受理を行う。	事後	
平成28年7月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索機能	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	
平成28年7月1日	5. 詳細実施計画における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 松岡 俊彦	健康推進課長	事後	
平成28年7月1日	2. 正しい権利判断項目 1. 対象人数	平成27年2月26日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成28年7月1日	2. 正しい権利判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月26日時点	平成30年5月1日時点	事後	
令和1年4月1日	2. 正しい権利判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年4月1日	2. 正しい権利判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年4月1日	2. リスク対策	—	新様式による項目追加	事後	
令和2年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【別表第二】 第三種(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四種(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項(26、56の2、69の2、87の項) 【別表第二】 第一種(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二種(事務)に「母子保健法」が含まれる項(69の2、70の項) 【番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令】 (情報提供の機能)第19、30及び44条 (情報照会の機能)第39条	【別表第二】 第三種(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二種(事務)に「母子保健法」が含まれる項(26、56の2、69の2、87の項) 【別表第二】 第一種(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二種(事務)に「母子保健法」が含まれる項(69の2、70の項) 【番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令】 (情報提供の機能)第19、30、38及び44条 (情報照会の機能)第38の3及び39条	事後	
令和2年3月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	文中「番号法第19条第7号 別表第二」	文中「番号法第19条第8号 別表第二」	事後	番号法改正に伴うもの
令和2年3月1日	2. 正しい権利判断項目 1. 対象人数	平成21年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年3月1日	2. 正しい権利判断項目 2. 取扱者数	平成21年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年3月1日	2. 正しい権利判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年3月1日	2. 正しい権利判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年3月1日	2. 特定個人情報ファイル名	妊産婦健康診査費助成管理ファイル	妊産婦健康診査費助成管理ファイル	事後	
令和2年3月1日	2. 特定個人情報ファイル名	乳幼児健診等履歴ファイル、妊産婦履歴ファイル、未熟児ケアファイル、妊産婦健康診査費助成管理ファイル、赤ちゃん訪問管理ファイル、妊産婦健康診査費助成管理ファイル、未熟児医療費申請者ファイル、長官支援ネットワークファイル	母子保健情報ファイル	事後	
令和2年3月1日	2. 正しい権利判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年3月1日	2. 正しい権利判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年3月1日	1. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	【番号法第9条第1項 別表第一の49の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条】	【番号法第9条第1項 別表の70の項】	事後	
令和2年3月1日	1. 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二】 第三種(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四種(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項(26、56の2、69の2、87の項) 【別表第二】 第一種(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二種(事務)に「母子保健法」が含まれる項(69の2、70の項) 【番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令】 (情報提供の機能)第19、30、38の3及び44条 (情報照会の機能)第38の3及び39条	番号法第19条第6号に基づく主務省令第2条の表 【第2条の表における情報提供の機能となる項】42、48、71、80、95、112、125、161 【第2条の表における情報照会の機能となる項】66、96	事後	
令和2年3月1日	2. 正しい権利判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事前	
令和2年3月1日	2. 正しい権利判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年3月1日	2. リスク対策 8. 人等を介在させる作業、判断の根拠	—	十分である	事後	
令和2年3月1日	2. リスク対策 8. 人等を介在させる作業、判断の根拠	—	【マイナンバー利用事務】 本人確認やマイナンバー確認書の提出を徹底しており、住基ネット照会が行っていない。今後住基ネット照会が必要が生じる場合はマイナンバー登録事務に係る機能的かつランタイムに於ける監査事項を遵守し、紐づけ崩れのリスクを排除する。 【結果登録システム】 入力ミス防止のためのチェック機能がない環境において、担当職員のみで確認を行っている。 【申請書】 記載された本人情報のデータベースへの入力においては複数人での確認を行う。特定個人情報の記載がある申請書等は郵送できるキヤネットに保管し、廃棄においても複数人で行う。	事後	
令和2年3月1日	2. リスク対策 11. 最も優先度が低いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和2年3月1日	2. リスク対策 11. 最も優先度が低いと考えられる対策	—	十分である	事後	
令和2年3月1日	2. リスク対策 11. 最も優先度が低いと考えられる対策	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機能的かつランタイムの監査事項を遵守している。	事後	
令和2年1月1日	1. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	母子保健法に関する事務	母子保健法に関する事務及び妊婦のための支援給付に関する事務	事後	
令和2年1月1日	1. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③事務の概要	母子保健法に基づく母子健康手帳の交付や乳幼児健診・訪問指導・相談事業などの事務管理を行う。 個人番号等を用いて、対象者名簿の作成、乳幼児健診等の結果登録の実施を行う。 サービス検索・電子申請機能で届出の受理を行う。	【母子保健法に関する事務】 母子保健法に基づく母子健康手帳の交付や乳幼児健診・訪問指導・相談事業などの事務管理を行う。 個人番号等を用いて、対象者名簿の作成、乳幼児健診等の結果登録の実施を行う。 サービス検索・電子申請機能で届出の受理を行う。 【妊婦のための支援給付に関する事務】 子ども子育て支援法に基づき、妊婦から出産子育てまで一貫して切れ目ない支援を行う観点から、妊産婦健康診査費助成金と妊産婦健康診査費助成金との連携、児童手当法に基づき妊産婦健康診査費助成金による妊婦への支援と効果的に組み合わせることにより、妊婦等の身体的、精神的負担軽減のための総合的な支援を行う。	事後	
令和2年1月1日	1. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	【番号法第9条第1項 別表の70の項】	【番号法第9条第1項 別表の70の項、127の項、135の項】	事後	
令和2年1月1日	1. 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表】 【第2条の表における情報提供の機能となる項】42、48、71、80、95、112、125、161 【第2条の表における情報照会の機能となる項】95、96	【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表】 【第2条の表における情報提供の機能となる項】42、48、71、80、95、112、125、165、161 【第2条の表における情報照会の機能となる項】95、96	事後	